

規制の事前評価書(要旨)

| | | | |
|---------------------------|---|--|---|
| 政策の名称 | 銀行持株会社の子会社であって銀行以外のものが特定の業務を行う場合における認可制の導入 | | |
| 担当部局 | 金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 | 電話番号：03-3506-6000（内線3566） | e-mail：RIA@fsa.go.jp |
| 評価実施時期 | 平成20年3月3日 | | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | 【内容】 現在、銀行の子会社及び銀行持株会社の子会社の業務範囲は、銀行に対する他業禁止の趣旨及び組織形態に歪みを与えない観点等から、法令で同一内容に制限されている。また、全ての銀行グループに対して一律の規制となっている。 今回、銀行法等を改正し、リスク管理等に優れた銀行グループの銀行兄弟会社に対して商品現物取引等の業務を解禁する枠組み（認可制）を導入する。 | | |
| | 【目的及び必要性】 近年においては、金融サービスの高度化、多様化、国境を超えた金融グループの業務展開の一層の進展が見られる中、金融グループには、多様で質の高いサービスを提供していくことが期待される。そのため、銀行グループの業務範囲規制について、可能な限り柔軟に対応していく枠組みを確保していくことが必要。 | | |
| | 法令の名称・関連条項 | 銀行法第52条の23の2；長期信用銀行法第16条の4の2 | |
| 想定される代替案 | 銀行持株会社は、届出を行った場合には、銀行の兄弟会社において、商品現物取引等の子会社業務範囲以外の業務を行うことができることとする。 | | |
| 規制の費用 | | 代替案の場合 | |
| | (遵守費用) | 内閣総理大臣の認可の申請に伴う費用が発生する。 | 内閣総理大臣への届出に伴う費用が発生する（認可の場合に比べ軽減）。 |
| | (行政費用) | 内閣総理大臣の認可に係る受付及び審査業務に伴う費用及び検査・監督に伴う費用が発生する。 | 内閣総理大臣への届出に係る受付業務に伴う費用及び検査・監督に伴う費用が発生する。経営管理・リスク管理の状況等を事前に確認できないため、検査・監督に係る費用は、本案に比べて大幅に増加するものと考えられる。 |
| | (その他の社会的費用) | 特になし。 | 銀行持株会社の経営管理・リスク管理の状況等を事前に確認することができないため、銀行グループの財務の健全性に支障が生ずるおそれがある。 |
| 規制の便益 | | 便益の要素 | 代替案の場合 |
| | | 金融サービスの高度化、多様化、国境を超えた金融グループの業務展開の一層の進展が見られる中、自ら創意工夫を凝らしながら、多様で質の高いサービスを提供していくことが可能となる。 | (本案と同様) |
| | | 銀行持株会社の経営管理・リスク管理等について認可することで、銀行グループ経営の健全かつ適切な運営を確保しうる。 | |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | 本案、代替案ともに、銀行グループによる多様で質の高いサービスの提供が期待できる。 しかし、代替案では、銀行グループの経営管理・リスク管理の状況等を事前に確認できないため、銀行グループの財務の健全性に支障が生ずるおそれがある。このため、本案の採用が現実的かつ適切な方策として適当と考えられる。 | | |
| 有識者の見解その他関連事項 | 金融審議会金融分科会第二部会報告「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」（平成19年12月18日）では、以下の通り提言頂いた。「十分な経営管理・リスク管理が確保されることを前提として、銀行の兄弟会社に、新たに特別の業務を認めていく制度的枠組みを導入していくことが適当と考えられる。その際、予め行いうる業務を法令で限定した上で、当局の個別の許認可の下で新たな業務を認める方式を基本としつつ、金融をめぐる状況の変化等に応じ可能な限り柔軟に対応していく枠組みを確保していくことが、現実的な方策として適当と考えられるとされている。」 | | |
| レビューを行う時期又は条件 | 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。平成25年度に事後検証を実施。 | | |
| 備考 | | | |